

論 説

所得・消費における階層間格差の 拡大と税制改革

藤 岡 純 一

目 次

はじめに

I. 所得・消費の階層間格差

- (1) 所得構成の変化
- (2) 家計と消費における変化

II. 所得階層別税負担の構造

- (1) 給与所得における階層別税負担
- (2) 申告所得税における階層別税負担

おわりに

はじめに

シャウプ税制勧告以来の税制の基本的枠組の改革についての議論が、財政改革において一つの焦点になっている。その基調は、所得税・法人税の軽減を図り、課税ベースの広い間接税を導入して間接税のウェイトを高めることにある。例えば、村山調査会「税制改革に向けて——現行税制の現状と問題点の分析を中心として——（中間報告）」（以下、村山調査会「中間報告」と略す）では、「今回の税制改革は、増減税をねらいとするものではなく、税制の仕組みそれ自体の見直しとして位置づけられるべきものである⁽¹⁾」とし、所得税における最高税率の引下げと最低税率の引上げ、プラケット数の減少、法人税率の引下げ、中小法人の軽減税率の見直し、E C型付加価値税などの課税ベース

の広い間接税の導入を提案している。また、総合研究開発機構の「長期的な税制のあり方に関する研究（第1段階報告）」（以下、NIRA「第1段階報告」と略す）では、「所得税、法人税の軽減を図り、間接税のウェイトを回復するため、所得税を2兆円程度、法人税を1兆円程度、合計3兆円を減税する。そして同時に3兆円程度の規模の課税ベースの広い間接税を導入する⁽²⁾」と述べ、所得税における累進税率の改善と課税ベースの拡大、法人税における課税ベースの拡大と税率の引下げ、社会保障の特定財源としてのEC型付加価値税の採用を提案している。

これらの改革は、シャウプ勧告後35年の間に非常に大きな社会・経済における変化があり、この構造変化に税制がうまく対応していないことが、税の不満感・不公平感を助長している、という認識に基づいている。したがって、この経済・社会の構造変化に対応して税制を根本的かつ抜本的に改めていかなければならないというのが全体を貫ぬく主張である。

経済・社会の構造変化として、共通に挙げられているのは、所得水準の全般的向上と所得分布の平準化、産業および消費のサービス化・ソフト化である。これらの点については、すでに1983年の税制調査会「今後の税制のあり方についての答申」の中で次のように述べられている。

「近年における我が国の社会経済情勢の変化には著しいものがあり、今後の税体系を考えるに当たっては、これらの変化に十分配慮していく必要があろう。例えば、所得の面においては、産業・就業構造の変化や所得分割の進行等により給与所得のウェイトが上昇するとともに、高度成長期を通ずる全体的な所得水準の上昇の中で所得の平準化の進行がみられる。また、消費の面については、生活水準の向上、生活様式の多様化が進む中で、質的な向上が求められ、消費のサービス化が進行している。⁽³⁾」

所得水準の平準化にかんがみ、同答申では全体として所得税の累進構造をなだらかな累進構造とする方向で見直しを行うのが妥当であると述べ、最低税率の引上げと最高税率の引下げ、税率の刻みの数の削減を提案している。そして、この考え方方が、村山調査会「中間報告」やNIRA「第1段階報告」などに

おいても共通して貫かれているのである。

本稿では、現代日本の所得と消費の構造変化を考察し、あわせて所得階層別の税負担構造を解明する。このことを通じて、現代の社会経済構造の変化に対応した税制がいかなるものであるべきかという基本的枠組みを提示するための準備作業としたい⁽⁴⁾。所得は、その発生源から、一方で給与所得や事業・農業所得などの勤労所得に、他方で利子・配当などの財産所得とキャピタル・ゲインに大別できるが、後者は高所得者になるほど概して所得に占める構成比が高い。1975年以降の低成長局面におけるあらゆる指標は、所得階層間の格差が拡大していることを示している。勤労所得者の所得階層間格差の拡大、財産所得やキャピタル・ゲインが急増することによる低所得者層と高所得者層との格差の拡大である。社会経済情勢が上記改革案とは全く逆の事実を示しているがゆえに、税制改革の方向も全く異なったものとなる。所得は、現在でも、課税における累進性を可能にし、公平を実現し、富と所得の再分配を可能にするための最上の基準である。現行所得税のもつ問題点を改め、より公平な税を実現することが求められる。

I. 所得・消費の階層間格差

(1) 所得構成の変化

所得の階層別構成の変化を、まず給与所得について考察し、次いで財産所得を含めた所得全体について検討することにする。第1表は、『税務統計から見

第1表 10分位別民間給与の推移

(千円、倍)

	第I分位(A)	第X分位(B)	平均	B/A
1960	75.6	889.6	300.1	11.8
1965	146.9	1,398.6	506.9	9.5
1970	302.6	2,387.0	939.9	7.9
1975	612.8	4,186.1	2,030.2	6.8
1980	775.0	7,076.8	2,948.3	9.1
1984	857.9	8,423.3	3,400.7	9.8

(注) 国税庁『税務統計からみた民間給与の実態』より推計

た民間給与の実態』より筆者が推計した10分位別給与所得の推移である。1960年には、平均給与は30万100円で、第Ⅰ分位の所得7万5,600円と第Ⅴ分位の所得88万9,600円との間には11.8倍の開きがあったが、高度成長期にはそれが徐々に縮小していく。1965年には、平均給与は50万6,900円で、第Ⅰ分位給与14万6,900円と第Ⅴ分位給与139万8,600円との開差は9.5倍、1970年には、平均給与は93万9,900円、第Ⅰ分位30万2,600円と第Ⅴ分位238万7,000円との開差7.9倍、そして1975年には、平均給与は203万200円、第Ⅰ分位61万2,800円と第Ⅴ分位418万6,100円との開差が6.8倍にまで縮小した。しかしながら、その後低成長局面に入るやいなや、平均給与の伸びが著しく鈍化するとともに、開差は急速に拡大した。1980年には、平均給与は294万8,000円、第Ⅰ分位77万5,000円と第Ⅴ分位707万6,800円との開差は9.1倍、そして1984年には、平均給与は340万1,000円、第Ⅰ分位85万7,900円と第Ⅴ分位842万3,300円との開差は9.8倍に達した。この9.8倍というのは、1960年代前半の水準であり、経済政策と経済構造の転換がなければ、なお一層差が拡大し、高度成長期以前の水準にまで戻る可能性すら存在するのである。

給与所得だけを取り上げて推移をみても低成長期に入り開差が拡大しているのであるから、財産所得をも含めて考えると、なお一層開差の拡大がみられるであろう。『国民経済計算年報』から、賃金・俸給や個人企業所得などの勤労所得と、利子・配当などの財産所得の推移をみよう。第2表で分かるように、賃金・俸給は1965年から70年までは年平均23.1%，70から75年までは同30.7%の伸びで増加し続けてきたが、75年以降伸び率は大きく鈍化し、80年までの同伸び率は11.2%，80年以降は6.1%とさらに低下している。農林水産業の所得の伸びは、賃金・俸給に比べて著しく低く、65—70年の平均では7.2%，70—75年には14.6%，75年以降はマイナスとなり、75—80年マイナス3.8%，80—84年マイナス2.2%である。他の産業の個人企業所得は、65—70年には23.4%と、賃金・俸給と同程度の伸びを示してきたが、それ以降、70—75年に13.4%，75—80年に7.8%と大きく落ち込み、80—84年にはマイナス2.1%となっている。これに対して、利子は65—70年の期間に30.3%，70—75年に38.4%と最も高い伸び率を示し、75年以降伸び率は落ちたものの、それでも他の

第2表 国民所得の分配（個人または家計）の推移
(10億円、%)

	1965	1970	1975	1980	1984
賃金・俸給	13,609.6 (23.1)	29,302.5 (30.7)	74,316.4 (30.7)	115,989.5 (11.2)	144,136.8 (6.1)
家計の利子	1,406.9 (30.3)	3,537.1 (38.4)	10,327.5 (38.4)	19,423.6 (17.6)	24,989.3 (7.2)
家計の配当	494.5 (23.1)	1,064.9 (19.1)	2,080.9 (19.1)	3,166.3 (10.4)	4,195.1 (8.1)
家計の賃貸料	113.9 (25.3)	257.8 (55.2)	968.7 (55.2)	1,329.7 (7.5)	1,561.5 (4.4)
農林水産業	2,171.2 (7.2)	2,951.4 (14.6)	5,106.2 (14.6)	4,143.9 (△ 3.8)	3,782.1 (△ 2.2)
その他の個人企業	3,291.7 (23.4)	7,150.7 (13.4)	11,937.5 (13.4)	16,618.0 (7.8)	15,240.3 (△ 2.1)

(注) () 内の数字は年平均増加率

(資料) 経済企画庁『国民経済計算年報』

所得に比べれば高い伸び率となっている。1984年には、賃金・俸給は1965年の10.6倍に対して、利子は17.8倍になっている。利子は高額所得者になればなるほど家計に占める構成比を高めるから、この利子所得の伸び率の高さは、所得階層間格差を拡大する方向に作用すると言える。配当所得は、65—70年には伸び率が23.1%と賃金・俸給と差がないが、その後70—75年に19.1%と伸び率が相対的に低くなっている。しかし、80年以降は、全体として伸び率がさらに低下する中で、8.5%と最も高い伸び率になっている。株式の所有、売買については、配当を目当てとするというよりは、むしろキャピタル・ゲインの取得を目的としている場合が多い。

キャピタル・ゲインには主として、株式などの証券の売買から発生する差益と土地などの不動産の売買から発生する差益がある。この他に、為替差益や貴金属の売買差益などもあるが、ここでは前二者に限定する。

総合証券会社取扱いの個人の株式売越し額（委託分のみ）は、1977年に3,414億円であったが、1985年には1兆4,457億円に達した。年により大きな変動があるが、8年の間に4.23倍、年平均40.4%の伸び率となっている。低成長局

第3表 キャピタル・ゲイン（個人）の推移

(億円)

	株式の売越し額(個人)	総合譲渡所	分離短期譲渡所得	分離長期譲渡所得
1977	3,414	156	1,481	17,319
1978	5,695	145	1,707	19,548
1979	4,290	244	2,246	25,243
1980	7,315	258	2,477	27,921
1981	10,036	350	2,490	28,139
1982	4,445	327	1,423	31,145
1983	10,546	338	1,101	34,508
1984	3,964	246	1,001	37,090
1985	14,457			

(資料) 東京証券取引所『証券』, 国税庁『国税庁統計年報書』

面に入り, 勤労所得が伸び悩む中で, 証券のキャピタル・ゲインは極めて高い伸び率を示している。巨額の遊休貨幣, これには, 生命保険金・損害保険金・厚生年金基金などの運用も含まれるが, 大量の投機資金として証券などに流入している。株式の売り越し額は, その年に購入した株を売却することにより発生したキャピタル・ゲイン(マイナスの場合はキャピタル・ロス)と前年までに購入した株式の売却額の合計額から次年以降に売却する予定の新規購入額を差し引いた額である。長期的にみて平均株価が著しく上昇していることを考えるならば, 実際のキャピタル・ゲインは売り越し額をはるかに上回るものと思われる。しかも, 証券の売買から発生するキャピタル・ゲインは, 株式の他に, 転換社債・ワラント債・国債・外国証券などの売買による差益も含まれるので, その額はさらに膨張する。

第4表は, 1984年における種類別貯蓄保有額である。年間所得別にみると, 貯蓄総額は年間所得700万円以上の世帯が平均1,386万円と他の層に比べて著しく高くなっている。回答総世帯の10.7%の世帯(所得700万円以上)が貯蓄総額の22.7%を保有している。株式についてみると, 700万以上の所得階層の

第4表 種類別貯蓄保有額 (1984年)

(万円)

	貯 蓄 総 額	預 貯 金	預 貯 金 うち定期性	貸金 付銭 信 信 託 託	生 命 保 害 保 險 險	郵 便 の 年 積 金 立 そ 年 の 金	債 券	株 式	投 資 信 託	財 形 貯 蓄	国 債 組 合 せ 商品
平 均	646	397	229	44	99	10	19	44	8	21	4
農林漁業者	599	431	262	19	106	8	7	20	2	2	4
自 営 業 主	679	434	253	28	122	18	12	43	9	9	4
事 務 系 職 員	592	344	201	44	79	8	25	48	9	31	4
労 務 系 職 員	446	274	151	33	83	5	5	19	5	19	3
管 理 職	1,017	542	338	78	143	17	45	125	16	45	6
自 由 業	974	652	351	55	157	30	22	20	25	10	3
そ の 他	840	528	289	92	82	7	45	55	14	12	5
無 回 答	643	449	268	45	67	2	32	36	1	10	1
年 間	200万円未満	393	249	124	35	64	9	16	7	2	4
所 得 別	200~300万円未満	431	287	159	31	62	5	12	19	4	10
	300~400万円未満	483	309	178	27	82	10	13	18	6	12
	400~500万円未満	601	387	225	35	95	13	12	30	5	22
	500~700万円未満	903	542	312	61	134	5	25	79	15	37
	700万円以上	1,386	755	475	105	194	28	67	158	25	46
	無 回 答	704	388	226	61	128	3	18	85	3	18

(資料) 貯蓄増強中央委員会『貯蓄に関する世論調査』1984年

保有額と他の階層の保有額の差は他の種類の貯蓄に比べてより一層開いている。400—500万円未満の階層の株式保有額は一世帯平均30万円であるのに対して、500—700万円未満層では79万円と倍以上になり、さらに、700万円以上層では158万円で500—700万円未満層のちょうど倍になっている。回答者総数の10%強の人々が株式保有額の37.5%を保有しているのである。世帯主職業別にみると、貯蓄総額で目立って多額にのぼるのは、管理職、次いで自由業である。管理職の貯蓄総額は一世帯当たり1,017万円、自由業のそれは974万円とな

っている。株式保有に関して言えば、管理職が極度に高い。他の職業の一世帯あたり保有額がおおむね50万円以下であるのに対して、管理職の場合には125万円となっている。回答者総数の9.6%にすぎない管理職の世帯が、全株式保有額の27.2%を保有しているのである。これらのこととはすべて近年における所得格差の拡大を示すものである。

土地・建物等の譲渡所得は税制上、総合譲渡所得、分譲短期譲渡所得、分離長期譲渡所得に分かれる。土地・建物の譲渡所得は、1973年をピークとする土地買占めと投機の激増による急増の後、1975年における土地税制の改正もあって激減するが、その後徐々に増加している。そのほとんどを占める分譲長期譲渡所得は、1977年には1兆7,319億円であったが、1980年に2兆7,921億円と3年間で1.6倍（年平均20.4%増）となり、1984年には3兆7,090億円に達している。税制度が1982年度に改正され、それまで（1975年より）長期譲渡所得の四分の三が総合課税されていたのが二分の一に改められ、また、1961年1月1日以降に取得した土地・建物が短期譲渡所得重課の対象となっていた制度が、取得後10年以内と改められたために、82年から分離短期譲渡所得が急減し、替わって分離長期譲渡所得が増大傾向を示している。81年から84年までに1.3倍、年平均10.6%の伸び率である。この伸び率は賃金・俸給や利子・配当などの財産所得の伸び率をも上回っている。後に考察するように、この土地・建物の譲渡所得は、高額所得者に集中しているのである。近年、ゴルフ場の会員権も投機の対象となっている。

次に、所得格差の拡大を示す他のいくつかの指標をあげておく。まず、勤労者世帯の実収入と世帯主収入を企業規模別に考察する。この資料は『家計調査報告』に基づくが、『家計調査報告』は、1人世帯や会社重役をその対象から除外している。また、財産所得や社会保障給付の申告率が極めて低いので注意を要する⁽⁵⁾。

世帯主収入は、企業規模1,000人以上の従業員を100とすると、999～100人の企業では、1974年に90.0とかなり格差が縮小していたが、その後再び拡大し、1983年には82.1と高度成長期よりも差は開いている。99～1人の企業に従事する勤労者の世帯主収入は、1975年の70.2をピークとして、それ以降やは

第5表 実収入の企業規模間格差の推移（労働者世帯）

歴年	1,000人以上 実収入、世帯主収入	999人～100人		99人～1人	
		実収入	世帯主収入	実収入	世帯主収入
1963	100.0	89.7	85.8	70.8	64.0
1964	100.0	90.3	86.7	71.1	64.5
1965	100.0	90.2	87.2	74.0	67.1
1966	100.0	87.1	83.8	70.2	63.8
1967	100.0	88.9	82.6	69.9	62.8
1968	100.0	91.8	89.5	74.3	67.6
1969	100.0	92.0	88.0	72.9	67.5
1970	100.0	88.9	86.8	72.5	67.3
1971	100.0	89.7	86.0	73.6	68.1
1972	100.0	89.4	87.6	72.5	68.3
1973	100.0	87.2	87.2	73.2	69.3
1974	100.0	91.1	90.0	73.1	69.4
1975	100.0	89.3	86.0	74.4	70.2
1976	100.0	88.2	84.8	72.5	67.6
1977	100.0	86.2	82.3	72.9	67.0
1978	100.0	88.6	84.5	72.8	67.0
1979	100.0	89.0	85.9	74.1	69.7
1980	100.0	88.3	85.7	71.8	68.0
1981	100.0	88.0	84.1	72.7	66.9
1982	100.0	88.9	84.1	72.4	66.1
1983	100.0	86.0	82.1	70.7	64.9

(資料) 経済企画庁『昭和60年版国民生活白書』P.448

り低下し1983年には64.9と高度成長期の初期の水準にまで戻っている。実収入については世帯主収入ほどの顕著な変化はみられないが、1970年代後半に、99人～100人の規模の企業でも99人～1人の規模の企業でもやはり1000人以上の規模の企業との格差は拡大している。近年増加しつつある付加給付（フリンジ・ベネフィット）をも考慮すれば、この差はさらに開くことになる。

1970年代後半以降、産業構造は鉄鋼や石油化学などの素材型重化学工業と家電や自動車などの組立型工業中心の構造から、コンピューター産業やそれを組み込んだ機械工業などの高度機械工業中心の構造へと転換してきたが、同時にその過程で多大な減量経営を実施し、給与引上げの抑制、常用労働者数の削減とその臨時・パートなどへの代替、所定外労働時間の増大、大企業による原材

料価格の吊上げや下請企業に対する在庫管理の強化などから生じる中小企業の収益率の悪化という事態が生じた。そして、婦人の臨時工やパートタイマーでの就業率が上昇した。大企業と中小企業との規模別格差は、石油危機後、生産性や賃金格差において再び拡大し続け、1980年代前半には、1960年代前半並みの水準にまで戻っている。今後、一層の格差拡大が進行する可能性が高くなっている⁽⁸⁾。

農家世帯と勤労者世帯の所得格差は、高度成長期に、農外所得の農家世帯における上昇により著しく縮小し、世帯所得でみると前者が後者を上回るにいたった。しかし、世帯人員は農家世帯の方が多いので、世帯員1人あたりの所得で比べると、やはり前者が後者を下回っている。しかも、1人あたり農家所得と1人あたり勤労者所得の格差は1975年には僅少になっていたにもかかわらず、それ以後再び拡大し続け、1983年には1人あたり農家所得は1人あたり勤労者世帯所得の90.4（1975年には98.3であった）にまで下ってきている⁽⁷⁾。

最後に、全世帯の年間収入のジニ係数の推移をみると、1961年に0.3236であったものが、1965年には0.2793、1970年には0.2669へと低下した。しかしそれ以降上昇し、1975年に0.2742、1980年に0.2805、83年に0.2888になっている⁽⁸⁾。この数値は、総務庁「貯蓄動向調査」及び「家計調査」に基づいているため、既述のような問題点があり注意を要するがこの数値の限りでは、1983年の係数は1965年の係数をも上回っており、高度成長期前半の水準であると言える。

ジニ係数の国際比較についてはOECDが1976年7月に発表したものがある。村山調査会「中間報告」では、この係数を、日本の所得分布が欧米先進国中最も均等化した状態であることを示す根拠にしている⁽⁹⁾。当初所得についての係数は、日本0.335(1969年)、アメリカ0.404(1972年)、イギリスの0.344(1973年)、西ドイツ0.396(1973年)、フランス0.416(1970年)である。このうち日本の係数は、日本の当局より提出された資料、すなわち、『全国消費者実態調査』に基づいているが、石崎唯雄氏は次のように批判している。

『全国消費実態調査』は調査対象として農家を除外しており、単身者世帯の比率が非常に少ない。その上、低所得者層に多く帰属する社会保障その他の再分配所得と高所得層に集中している財産所得の申告が極めて低く、財産所得の申告率は5%，社会保障給付その他の移転所得は11%と全く無きに等しいもの

である。⁽¹⁰⁾」

「財産所得がほとんど申告されていないことは高所得者層の所得申告が著しく過少であるか、あるいは高所得層の相当部分が除外されていることを示していると考えてよい。さらに、社会保障給付の比率が著しく低いことも、社会保障給付の申告率が低いこともあるが、社会保障給付によって主として家計を賄っている極貧層は調査対象から外れていると考えた方がよいものと思う。⁽¹¹⁾」

したがって、『全国消費実態調査』における十分位別所得分布の中で、第1分位や第2分位などの低所得層は実際の分配率よりも高く、第9分位や第10分位などの高所得層では実際の分配率よりも低く表示されることになる。石崎氏は、『就業構造基本調査』の結果を基本とし、社会保障給付(広義の社会保障)および『国民所得統計』の個人財産所得等で補正し、さらに、これを国民所得ベースに修正して、ジニ係数を独自に計算しているが、それによるとジニ係数は0.408(1968年)となり、フランスに次いで係数の高い国となる。

賃金・俸給や個人企業所得のような勤労所得において格差が拡大し、さらに、利子、配当、キャピタル・ゲインを含めるとより一層の格差の拡大がみられるることは、税制における所得再分配機能が極めて重要になっていることをあらわしている。この機能は担税力を所得に求めることによって可能になるが、その形態として広い課税ベースと累進税率の組み合わせによって実現される。個人所得税の最高税率を引下げる場合には、その補完として富裕税が必要となる⁽¹²⁾。

(2) 家計と消費における変化

勤労所得層を中心に、現在、所得税に対する不満感、不公平感、重税感が広がっているが、この原因を究明するためには、家計と消費の構造変化を考察する必要がある。

低成長下における家計の変容の第1は、可処分所得の伸びの著しい鈍化である。第6表によって可処分所得の実質増加率をみると、高度成長末期の1971—73年には4%から6.6%の伸び率を示していたが、1974年にマイナスに転じた後は、伸び率は高い年で3.0%(1982年)、最も低い年にはマイナス1.4%(19

第6表 実収入の内訳別対前年増加率の推移

全国、勤労者世帯(%)

年 次	名目増加率					実質増加率						
	実 収 入	世帯主の 勤め先収入	妻収 の 勤 め の 世 先 帶 員 の 入	他勤 め の 世 先 帶 員 の 入	可 処 分 所 得	実 収 入	世帯主の 勤め先収入	妻収 の 勤 め の 世 先 帶 員 の 入	他勤 め の 世 先 帶 員 の 入	可 処 分 所 得		
		定期 収 入	臨・ 時 収 入 与 先 入				定期 収 入	臨・ 時 収 入 与 先 入				
1970	15.6	14.4	19.9	8.0	22.4	15.3	7.3	6.2	11.3	0.3	13.6	7.1
1971	10.3	11.3	8.3	21.5	4.3	10.3	4.0	4.9	2.1	14.5	-1.7	4.0
1972	11.3	12.8	10.5	15.3	-1.4	10.8	6.5	7.9	5.7	10.3	-5.6	6.0
1973	19.7	16.4	25.5	32.9	21.6	19.1	7.2	4.2	12.4	19.0	8.9	6.6
1974	24.1	23.1	29.0	31.0	15.0	24.4	-0.3	-1.1	3.6	5.2	-7.6	-0.1
1975	14.8	18.4	3.3	24.3	6.3	14.7	2.7	5.9	-7.6	11.2	-4.9	2.6
1976	9.4	11.0	7.1	4.3	0.1	8.3	0.1	1.6	-2.0	-4.6	-8.4	-0.9
1977	10.8	10.1	7.0	21.0	25.8	9.8	2.5	1.9	-1.0	11.9	16.4	1.6
1978	6.5	7.7	3.3	11.1	-9.5	5.4	2.6	3.8	-0.5	7.0	-12.8	1.5
1979	7.0	7.6	7.7	0.4	11.7	6.1	3.3	3.9	4.0	-3.1	7.8	2.4
1980	7.3	6.7	7.9	13.3	13.9	6.5	-0.6	-1.2	-0.1	4.9	5.5	-1.4
1981	5.0	5.4	2.8	7.4	2.4	3.8	0.1	0.5	-2.0	2.4	-2.4	-1.0
1982	7.1	6.5	6.0	13.5	13.4	5.8	4.3	3.7	3.2	10.5	10.4	3.0
1983	3.2	3.7	1.3	7.4	3.5	2.6	1.3	1.8	-0.6	5.4	1.6	0.7
1984	4.6	4.1	4.5	8.6	-2.1	4.4	2.3	1.9	2.3	6.3	-4.2	2.2

(資料) 総務庁『家計調査年報』1984年, P.21

80年) になっている。この要因として第1に、実収入の増加率が低成長期に入りて低下していることがあげられる。1971—73年に実収入の実質増加率は4.0%, 6.5%, 7.2%と高い伸び率を示したが、その後著しく低下している。1974年と1980年にマイナスになっている他、ほとんどの年に3%以下の増加率となっている。最高でも1982年の4.3%増である。1970年代末以降、エレクトロニクスの進展などにより生産性は急激に上昇したが、他方で名目賃金の上昇率が低く生産性の上昇率を下回ったため、生産性と対立した相対的賃金は連続的に下降している。1979年には、生産性上昇率は12.1%であったが、賃金上

昇率は6.2%で、生産性上昇率を下回ったため相対的賃金は5.3%下落した⁽¹³⁾。この賃金抑制、また企業規模間の格差の拡大が、実収入の伸びを抑制するとともに、妻の勤め先収入を増加させる要因となっている。

実収入の増加率は1975年以降著しく低下したが、可処分所得の増加率はその実収入の増加率よりもなお低くなっている。両者の増加率の差は1976年以降に顕著になっている。それまでは、増加率が同じか、または異なっても0.6%の差の範囲内であったが、その後は、1983年を除いて、1%前後の差となっている。1976年には実収入ではプラスの増加率であったにもかかわらず可処分所得の増加率はマイナスであった。したがって、可処分所得の伸び率の低下は、実収入の増加率の低下だけでは説明されえない。そのもう1つの原因是、税負担と社会保障負担の増加である。

勤労者1世帯あたりの実収入に占める税の割合は、勤労所得税とその他税をあわせて、1970年から1975年まで4.5%—4.8%（1973年を除く）で推移してきたが、76年から上昇しはじめた。76年に5.2%，77年に5.5%，78年に5.8%，79年に6.4%，80年に6.9%，81年に7.5%，82年に8.3%，83年には8.7%，そして84年には8.8%となっている。84年の割合は75年の割合の2倍近くにまで達している。実収入の名目増加率と実質増加率を比較した場合、実質増加率は名目増加率の半分以下であるにもかかわらず、1977年以来6年間、人的控除の引上げなどの減税が見送られ、実質増税となっていることが、この負担率増大の最大の要因と言える。人的控除などのインデクセーションの制度化が求められる。

社会保障負担も近年著しく上昇している。1970—73年には実収入の3.6%ほどで推移していたが、74年に3.9%に跳上ってから急激に引上げられ、1978年には5.2%と5%を超える、81年には6%，そして83・84年には6.3%になっている。社会保障負担は各種年金保険料、各種健康保険料、雇用保険料からなる。厚生年金の保険料の額は、標準報酬月額に所定の保険料率を乗じて得た額（月額）となっており、これを事業主と被保険者が折半して負担することになっている。保険料率（第1種）は、1969年11月から71年10月まで1000分の62，71年11月から73年10月まで1000分の64であったが、その後著しく引上げられている。73年11月から76年7月まで1000分の76，76年8月から80年9月まで1000分

第7表 実収入に占める税と社会保障負担（労働者世帯）

(円, %)

	実 収 入	勤 労 所 得 税	他 の 税	社会保障負担
1970	112,949	2,989(2.6)	2,110(1.9)	4,067(3.6)
1971	124,562	3,245(2.6)	2,374(1.9)	4,476(3.6)
1972	138,580	3,948(2.8)	2,803(2.0)	4,923(3.6)
1973	165,860	5,437(3.3)	3,416(2.1)	5,804(3.5)
1974	205,792	5,464(2.7)	4,253(2.1)	7,979(3.9)
1975	236,152	5,633(2.4)	5,154(2.2)	9,514(4.0)
1976	258,237	7,135(2.8)	6,247(2.4)	11,032(4.3)
1977	286,039	8,175(2.9)	7,306(2.6)	13,808(4.8)
1978	304,562	9,171(3.0)	8,676(2.8)	15,983(5.2)
1979	326,013	10,879(3.3)	10,159(3.1)	17,732(5.4)
1980	349,686	12,952(3.7)	11,257(3.2)	19,593(5.6)
1981	367,111	14,621(4.0)	12,831(3.5)	22,041(6.0)
1982	393,014	17,286(4.4)	15,307(3.9)	24,400(6.2)
1983	405,517	18,696(4.6)	16,607(4.1)	25,661(6.3)
1984	424,025	19,626(4.6)	17,754(4.2)	26,834(6.3)

(1) 一世帯あたり年平均1か月間の収入と支出

(2) 他の税には、固定資産税・住民税・相続税・自動車重量税などが含まれる

(資料) 総務庁『家計調査年報』

の91, 81年10月から85年9月まで1000分の106, 85年10月から1000分の124となっている⁽¹⁴⁾。1970年から85年までの15年間に2倍になっている。厚生年金だけでなく、他の年金の保険料率、各種健康保険の保険料率も著しく上昇している。そして、これらの保険料率は基本的には比例負担率（比例税率）であるので、低所得者ほど負担感が高くなる。

家計における構造変化の第2は、貯蓄の中で、「契約的・義務的貯蓄」が増加したことである。貯蓄は、貯蓄純増や有価証券の純購入あるいは財産純増のような自由裁量度の高い貯蓄と、借金の返済や保険掛金のように事前に支出金額が約定されており、自由裁量度の低い貯蓄に区分できる⁽¹⁵⁾。1974年までは

第8表 貯蓄の動向

暦年	可処分所得		黒字		自由裁量的貯蓄		契約的・義務的貯蓄		その他		家計貯蓄率
	実額(a)	増加率	実額(b)	b/a	実額(c)	c/a	実額(d)	d/a	実額(e)	e/a	
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	%
1965	62,340	7.3	10,481	16.8	5,778	9.3	3,761	6.0	942	1.5	15.1
1966	68,468	9.8	11,953	17.5	6,309	9.2	4,495	6.6	1,149	1.7	14.1
1967	75,429	10.2	13,511	17.9	7,514	10.0	4,650	6.2	1,347	1.8	13.5
1968	82,601	9.5	15,199	18.4	9,347	11.3	4,487	5.4	1,364	1.7	15.8
1969	92,406	11.9	17,646	19.1	10,334	11.2	5,714	6.2	1,597	1.7	15.6
1970	105,714	14.4	21,076	19.9	12,634	12.0	6,382	6.0	2,062	2.0	17.9
1971	116,618	10.3	22,873	19.6	14,222	12.2	6,823	5.9	1,830	1.6	17.8
1972	128,033	9.8	27,271	21.3	16,951	13.2	7,799	6.1	2,519	2.0	18.2
1973	153,831	20.1	34,197	22.2	22,098	14.4	9,156	6.0	2,942	1.9	20.4
1974	190,676	24.0	45,370	23.8	29,657	15.6	10,760	5.6	4,953	2.6	23.2
1975	215,561	13.1	48,709	22.6	32,388	15.0	12,799	5.9	3,520	1.6	22.8
1976	235,087	9.1	52,155	22.2	32,038	13.6	15,958	6.8	4,161	1.8	23.2
1977	255,332	8.6	56,143	22.0	33,609	13.2	18,843	7.4	3,693	1.4	21.8
1978	271,511	6.3	60,708	22.4	34,218	12.6	22,481	8.3	4,009	1.5	20.8
1979	290,271	6.9	64,429	22.2	33,497	11.5	27,317	9.4	3,614	1.2	18.2
1980	306,738	5.7	65,451	21.3	35,694	11.6	26,282	8.6	3,475	1.1	17.9
1981	319,644	4.2	65,872	20.6	31,049	9.7	30,479	9.5	4,344	1.4	18.3
1982	338,135	5.8	70,477	20.8	30,377	9.0	35,930	10.6	4,171	1.2	16.5
1983	345,608	2.2	71,302	20.6	29,650	8.6	38,107	11.0	3,544	1.0	16.5

(資料) 経済企画庁『昭和60年版国民経済白書』P.415

貯蓄率の上昇とともに、前者の「自由裁量的貯蓄」の比率も上昇したが、それ以降、所得の伸びが鈍化する中で、負債保有世帯の増加と1世帯当たり負債額の増加のため返済負担が増加し、後者の「契約的・義務的貯蓄」が著増した。第8表で分かるように、黒字率(可処分所得のうち、財・サービス等の消費支出を除いた黒字額の可処分所得に対する比率)は、1974年の23.8%をピークとして低下はじめる。それとともに、「自由裁量的貯蓄」の可処分所得に占める割合も、1974年の15.6%をピークとして低下し、1983年には8.6%にまで落ちる。これに対して、「契約的・義務的貯蓄」は逆に70年代後半から急増

第9表 家計最終消費支出の構成比の変化 (GDPベース)

名 目 (単位: %)

	耐久財	半耐久財	非耐久財	サービス
1970	6.2	14.2	37.2	42.4
1975	5.8	14.1	36.2	43.9
1980	5.1	12.4	33.4	49.1
1982	4.9	11.5	32.7	50.9

実 質 (1975年基準)

	耐久財	半耐久財	非耐久財	サービス
1970	5.1	14.6	37.7	42.5
1975	5.8	14.2	36.2	43.9
1980	6.4	13.3	34.2	46.0
1982	6.7	12.6	33.4	47.2

(資料) 経済企画庁『国民経済計算年報』

し、可処分所得に占める割合も1974年の5.6%から1983年の11.0%へと増大している。

総務庁の『貯蓄動向調査』によれば、負債を保有する世帯は、住宅ローン保有世帯の増加に伴って、1984年には勤労者世帯の55%に達した。1世帯あたりの負債総額は236万円で、その93%を住宅ローンが占めている。また、最近生命保険や個人年金保険の掛金が急増しているが、この背景には、1980年代に入ってからの老人医療費の有料化や健康保険本人の一部負担の導入などの医療保険制度の改革や、年金制度改革による老齢年金の給付水準の切下げなどが考えられる。これらはいずれも、個人所得税における諸控除を検討する際に重要な要素となる。

低成長期における家計の変化の第3は、消費の伸び率の鈍化とそのサービス化である。『全国消費実態調査』の家計収支結果によると、1984年の全国普通世帯の消費支出は5年前の79年に比べ、名目では21.4%増であったが、実質ではわずか0.2%の伸びに留まっている。1964年には実質で5年前の34.5%増、

同じく69年に21.3%増、74年に21.5%増、79年に10.1%増であったことを考慮すると、近年における鈍化の著しさが分かる。消費支出全体の伸び率が鈍化している中で、その構成をみると著しく増加している項目がある。それは主としてサービス関連の支出である。これが他の支出を圧迫している。

第9表は、形態別にみた家計最終消費支出の構成比の推移である。名目でみると、耐久財は1970年の6.2%から82年の4.9%へ、半耐久財も14.2%から11.5%へ、非耐久財も37.2%から32.7%へと漸減している。これに対して、サービスは42.4%から50.9%へと増大して過半を占めるにいたっている。実質(75年基準)でみると、耐久財は70年の5.1%から82年6.7%へと漸増している。名目で減少しているにもかかわらず実質で増加しているのは、耐久財の価格の低下に起因する。半耐久財と非耐久財は、それぞれ、14.6%から12.6%へ、37.7%から33.4%へと漸減、サービスは42.5%から47.2%へと漸増している。

消費支出の構成を目的別にみると、第10表のように、最も構成比の高い食料費は、1970年の32.4%から1984年の26.3%へと大きく減少し、住居費、家具家事用品費、被服履物費も、それぞれ5.6%から5.2%へ、4.9%から4.0%へ、9.2%から6.9%へと漸減している。これに対して、光熱・水道費は4.1%から6.0%へ、教育費は2.8%から4.5%へ、交通通信費は5.4%から9.2%へと増大し、教養娯楽費も1975年ごろに減少したものの、それ以降再び漸増している。

サービス支出を目的別に内訳をみると、特徴的なことは、光熱水道費、交通通信費、教育費の他に、食料費が著増し、住居費も漸増していることである。消費支出全体に占める食料費のウェイトの低下の顕著な中で、外食費を中心とするサービス支出は大幅に増加している。また、住居費も家賃を中心に増大し、教養娯楽費も著増している。

このように、消費支出全体が伸び悩む中で、一方で、光熱水道費などの公共料金、子供や住民の人間としての発達に欠くことのできない教育費、さらに勤労者にとって所得を稼ぐために必要な交通通信などの分野で著増し、他方で、

第10表 消費支出

暦年	消費支出			食料費		住居費		光熱・水道費		家具家事用品費	
	平均月額	名目 増加率	実質 増加率	平均月額	構成 比	平均月額	構成 比	平均月額	構成 比	平均月額	構成 比
1965	円 51,859	% 7.3	% 0.7	円 18,801	% 36.3	円 2,704	% 5.2	円 2,505	% 4.8	円 2,515	% 4.8
1966	56,515	9.0	3.7	19,837	35.1	2,984	5.3	2,667	4.7	2,658	4.7
1967	61,918	9.6	5.4	21,380	34.5	3,274	5.3	2,814	4.5	2,923	4.7
1968	67,402	8.9	3.4	22,734	33.7	3,776	5.6	2,900	4.3	3,203	4.8
1969	74,760	10.9	5.4	24,547	32.8	4,182	5.6	3,091	4.1	3,614	4.8
1970	84,638	13.2	5.1	27,462	32.4	4,774	5.6	3,446	4.1	4,145	4.9
1971	93,745	10.8	4.3	29,655	31.6	5,196	5.5	3,805	4.1	4,751	5.1
1972	100,763	7.5	2.9	31,566	31.3	5,799	5.8	4,010	4.0	4,982	4.9
1973	119,635	18.7	6.2	36,411	30.4	6,699	5.6	4,598	3.8	6,338	5.3
1974	145,306	21.5	△2.2	45,003	31.0	8,427	5.8	5,555	3.8	7,871	5.4
1975	166,852	14.8	2.6	51,015	30.6	8,928	5.4	6,933	4.2	7,894	4.7
1976	182,932	9.6	0.2	55,613	30.4	9,678	5.3	7,761	4.2	8,135	4.4
1977	199,189	8.9	0.8	59,133	29.7	10,549	5.3	8,872	4.5	8,762	4.4
1978	210,803	5.8	1.8	61,503	29.2	11,095	5.3	9,427	4.5	9,275	4.4
1979	225,842	7.1	3.5	63,472	28.1	11,810	5.2	9,915	4.4	10,022	4.4
1980	241,287	6.8	△1.0	67,453	28.0	12,519	5.2	12,600	5.2	10,000	4.1
1981	253,772	5.2	0.3	70,302	27.7	13,168	5.2	14,726	5.8	10,340	4.1
1982	267,658	5.5	2.7	72,582	27.1	13,826	5.2	15,187	5.7	11,052	4.0
1983	274,306	2.5	0.6	73,356	26.7	13,953	5.1	15,771	5.7	10,859	4.0
1984	286,139	4.3	1.9	75,247	26.3	14,980	5.2	17,232	6.0	11,505	4.0

(注) 人口5万人以上の都市の勤労者世帯

(資料) 総務庁『家計調査年報』

外食費や教養娯楽費などの漸増にみられるように、消費構造の変化に対応し新たに資本の進出の見られる分野で増加しているのである。耐久消費財の普及による家事労働の社会化、所得の伸びの低下や不安定就業の増大、公共料金の引上げと教育費の増大、共働きの増加、外食にみられる消費の社会化、生活分野への資本の進出、これらは現代における消費の構造変化をあらわしている。

消費支出の中で伸び率の顕著な、光熱・水道費、教育費、交通通信費、教養娯楽費、外食費、家賃・地代のウェイトの変化を、年間収入階層別にみると、第1分位と第2分位において支出割合の特に高まっているのは、外食費、家賃・地代、第2分位と第3分位において特に支出割合の増加しているのは、教養娯楽費である。光熱・水道費および交通通信費については、どの階層において

の構成変化

被服履物費		教育費		教養娯楽費		保健医療費		交通通信		その他の消費支出	
平均月額	構成比	平均月額	構成比	平均月額	構成比	平均月額	構成比	平均月額	構成比	平均月額	構成比
5,121	9.9	2,142	4.1	3,588	6.9	1,276	2.5	1,685	3.2	11,522	22.2
5,416	9.6	2,220	3.9	4,212	7.5	1,317	2.3	2,192	3.9	13,012	23.0
5,877	9.5	2,293	3.7	4,783	7.7	1,449	2.3	2,706	4.4	14,419	23.3
6,355	9.4	2,215	3.3	5,468	8.1	1,689	2.5	3,152	4.7	15,911	23.6
7,036	9.4	2,144	2.9	6,632	8.9	1,990	2.7	3,692	4.9	17,832	23.9
7,776	9.2	2,328	2.8	7,701	9.1	2,176	2.6	4,536	5.4	20,293	24.0
8,731	9.3	2,545	2.7	8,549	9.1	2,444	2.6	5,148	5.5	22,922	24.5
9,428	9.4	2,670	2.7	8,852	8.8	2,723	2.7	5,879	5.8	24,854	24.7
11,693	9.8	3,143	2.6	10,042	8.4	3,246	2.7	7,390	6.2	30,077	25.1
13,536	9.3	3,850	2.6	12,147	8.4	3,524	2.4	8,544	5.9	36,848	25.4
14,930	8.9	4,595	2.8	14,051	8.4	4,152	2.5	10,331	6.2	44,024	26.4
16,309	8.9	5,890	3.2	15,045	8.2	4,701	2.6	11,900	6.5	47,900	26.2
16,597	8.3	6,772	3.4	16,185	8.1	4,937	2.5	15,020	7.5	52,362	26.3
17,010	8.1	7,700	3.7	17,237	8.2	5,391	2.6	15,965	7.6	56,201	26.7
17,880	7.9	8,327	3.7	18,856	8.3	5,689	2.5	18,182	8.1	61,689	27.3
18,049	7.5	9,017	3.7	20,539	8.5	5,994	2.5	20,114	8.3	65,000	26.9
18,588	7.3	9,458	3.7	21,588	8.5	6,007	2.4	21,634	8.5	67,961	26.8
19,138	7.2	10,510	3.9	22,761	8.5	6,373	2.4	23,273	8.7	72,956	27.3
19,171	7.0	10,999	4.0	23,818	8.7	6,473	2.4	25,155	9.2	74,751	27.3
19,878	6.9	12,751	4.5	24,864	8.7	7,019	2.5	26,196	9.2	76,468	26.7

もほぼ同じ程度に構成比が増大している。交通通信費の中で最も伸びの高い項目は自動車等関係費である。教育費は、第5分位において伸び率が相対的に低い外は、他のどの階層においても同程度の構成比の上昇を示している。これら6項目の支出の消費支出全体に占める割合は、第1分位では1976年の29.8%から1982年の36.0%へ6.2%増加している。第2分位では29.2%から36.0%へ6.8%，第3分位では28.8%から34.4%へ5.6%，第4分位では28.4%から33.2%へ4.8%，第5分位では28.8%から31.6%へ2.8%増加している。この数字から分かるように、消費のサービス化は低・中所得層において特に著しく、このことが低・中所得層の家計を圧迫しているということができる。

消費構造の変化は、光熱・水道費の引上げ、授業料の引上げ、家賃の上昇などのように、公共料金や公的住宅政策に深く係っている。公共政策の転換により

第11表 年間収入階層別支出費目の

分位	消費支出	食 料	(1) 外 食	住 居	(2) 家 賃 代	(3) 光熱・ 水 道	家具・ 家 用 品	被 服 及 び 履き物
I	1976	116,642	36.4	3.5	7.1	5.7	5.2	4.4
	1982	178,775	31.6	4.1	7.4	6.0	6.8	6.0
II	1976	147,978	33.8	3.6	5.8	4.3	4.7	4.8
	1982	220,672	29.6	4.2	6.2	4.9	6.1	6.4
III	1976	171,408	31.6	3.5	4.9	3.1	4.4	4.7
	1982	251,525	28.5	4.1	4.7	3.2	5.8	3.9
IV	1976	202,325	29.3	3.5	4.1	2.2	4.1	4.5
	1982	296,879	26.2	3.8	3.5	1.8	5.6	4.1
V	1976	264,924	24.9	3.8	4.3	1.2	3.6	4.7
	1982	382,464	21.9	3.3	3.6	1.0	5.0	4.6

(資料) 総理府『家計調査年報』

これらの支出は再び減少することができる。だが同時に、これらの支出の増大は、外食費や教養娯楽費、交通通信費の増大をも含めて、勤労者の最低生活費が著しく増大していることをあらわしている。そしてそれは、一般的な物価上昇をも上回っているということができる。所得税における基礎控除などの人的控除は、現在、最低生活費非課税の原則から大きく背離しているが、本来的に最低生活費非課税の意味をもつ人的控除を、インデクセーションを行うことはもちろんのこと、消費のサービス化に見合って、それ以上に引上げる必要が生じていると思われる。また、近年増大している住宅ローンや生命保険料などについても、控除の拡充を人的控除の引上げとの係りの中で検討しなければならない(16)。

II. 所得階層別税負担の構造

(1) 給与所得における階層別税負担

現代日本の所得税において、課税所得は所得金額から諸控除を差し引いて算

構成変化(名目、全国勤労者世帯)

保 健 医 療	交 通 通 信	(4)			(5) 教 育	(6) 養 媚 楽	その他の消費支出	交際費	(1)~(6) の合計
		交 通	自動車等 関 係 費	通 信					
2.8	6.9	1.7	3.6	1.5	1.8	6.7	20.9	7.8	29.8
2.9	9.3	1.8	5.3	2.1	2.6	7.2	22.5	8.0	36.0
2.6	6.9	1.7	3.7	1.5	2.2	7.5	23.5	8.7	29.2
2.6	9.3	1.9	5.4	1.9	3.0	8.5	24.2	8.4	36.0
2.8	7.0	1.6	4.0	1.4	2.8	8.0	24.9	8.5	28.8
2.5	8.8	2.1	4.9	1.8	3.6	8.9	26.2	8.9	34.4
2.6	6.6	1.9	3.3	1.4	3.5	8.5	27.9	9.2	28.4
2.1	9.1	2.1	5.2	1.8	4.3	8.6	29.2	8.9	33.2
2.1	7.0	1.9	3.8	1.3	3.9	9.3	30.1	9.6	28.8
2.0	8.9	2.1	5.0	1.7	4.4	9.0	32.6	9.3	31.6

出されるが、その所得金額には、証券などのキャピタル・ゲイン、分離課税の利子や配当、土地譲渡所得の分離課税分などが除外されている。このような税制度は、課税における公平と税のもつ所得再分配機能を大きく歪め、とりわけ高所得層において、実効税率が総合課税における実効税率から大きく背離することを許している。累進課税が実効性をもつためには、これらの所得をも他の所得と総合して、税額算定上の基礎とすることが必要とされる。小額貯蓄非課税制度については、高所得者の税負担軽減とならないように制限をより強化する必要がある。

所得階層別に税負担を考察する時、統計上の大きな制約がある。所得税は、その徴収方法から、源泉所得税と申告所得税に分けられるが、証券のキャピタル・ゲインは非課税であるため、どちらの統計にも表われてこない。また、源泉所得税では、所得種類別に税額が算定され、給与所得を除いて、利子・配当・報酬・料金などについて階層別に所得額を把握することはできない。例えば、1984年分の小額貯蓄等の非課税利子所得は7兆5,771億円、源泉分離選択

課税適用利子所得は2兆2,895億円であるが、その階層別の分布は不明である。源泉分離課税の税率は35%なので、源泉分離課税を選択する納税者は高額所得者に限られる。1984年における申告所得3,000万円超5,000万円以下の階層の平均所得3,776万円のうち課税額はその32.9%に相当する1,238万円だったので、源泉分離課税を選択する階層は少くとも年間所得3,000万円を上回る層であると言える。また、源泉分離課税を選択した場合、利子に対して地方税は非課税となる。

1984年の所得に対する源泉徴収税額は、総額で11兆5,902億円であったが、その内訳は、給与所得に対する税額8兆3,512億円、利子所得に対する税額1兆6,532億円、配当所得に対する税額5,612億円、報酬・料金等に対する税額

第12表 給与階層別給与所得者数

区分	給与所得者数		給与額		
	人數	構成比	総額	構成比	平均
100万円以下	2,535,765	7.2	1,936,499	1.6	764
150 "	3,319,381	9.4	4,265,632	3.6	1,285
200 "	4,149,052	11.8	7,408,655	6.2	1,786
250 "	4,565,601	12.9	10,422,570	8.7	2,283
300 "	4,156,630	11.8	11,591,386	9.7	2,789
400 "	6,435,038	18.2	22,644,626	18.9	3,519
500 "	4,343,770	12.3	19,650,199	16.4	4,524
800 "	4,478,903	12.7	27,486,509	22.9	6,137
1,000 "	747,235	2.1	6,723,259	5.6	8,998
1,500 "	452,772	1.3	5,379,919	4.5	11,882
2,000 "	83,857	0.2	1,460,657	1.2	17,418
2,000万円超	38,111	0.1	1,094,372	0.9	28,715
合計	35,306,114	100.0	120,064,282	100.0	3,401

(注) 国税庁『税務統計からみた民間給与の実態』より作成

5,399 億円、退職所得に対する税額 1,825 億円、非居住者等の税額 1,182 億円であった。これに対して、申告所得税は、課税額が 4 兆 6,358 億円、うち源泉徴収税額が 1 兆 8,953 億円、申告納税額が 2 兆 7,405 億円であった。⁽¹⁷⁾

第12表は、給与階層別に給与所得者数、給与額、税額、実効税率、そして給与額と実効税率の増加率を示している。これは給与額によって階層を区分しているので、他の所得と合計した所得額では、別の階層に属する給与所得者も多い。例えば800万超1,000万以下の給与階層に属する所得者の多くは、1,000万円を超える所得を得ている。

給与所得者数は、100万円以下層の 253 万 5,765 人 (7.2%) から 250 万円以下層の 456 万 5,601 人 (12.9%) まで漸増し、300 万円以下層では若干減少す

給与額、税額等 (1984 年)

総額	構成比	平均	実効税率	増加率	
				給与額	実効税率
百万円	%	千円	%	%	%
12,534	0.2	5	0.7		
83,974	1.2	25	2.0	68.2	203.1
222,959	3.3	54	3.0	39.0	52.8
366,076	5.4	80	3.5	27.8	16.6
421,564	6.2	101	3.6	22.2	3.7
873,951	12.8	136	3.9	26.2	6.0
892,915	13.1	206	4.5	28.6	17.6
1,773,026	25.9	396	6.5	35.7	42.1
699,798	10.2	937	10.4	46.6	61.4
793,820	11.6	1,753	14.8	32.1	41.8
337,085	4.9	4,020	23.1	46.6	56.4
359,860	5.3	9,442	32.9	64.9	42.5
6,837,559	100.0	194	5.7		

るが、400万円以下層で643万5,038人(18.2%)と最大となる。この階層から800万円以下層まで漸減し、1,000万円以下層から上の階層では大きく減少している。150万円以下層から800万円以下層までの給与所得者が、全体の89.1%を占めている。

給与所得者数では400万円以下層で最大となるが、給与額でみると、最大となるのは500万円超800万円以下層で、給与額は27兆4,865億円となる。これは、400万円以下層から800万円以下層にかけては、給与所得者数の減少率よりも給与額の増加率の方が上回っているためである。それより所得の多い階層では給与額は減少しているが、全体として、給与額の階層分布は給与所得者数の分布に比べて、中・高所得層においてより比重が高くなっている。300万円以下層までは、後者の割合が前者の割合を上回っているが、それを超えると、逆に前者の割合が後者の割合を上回る。構成比9%を超えるのは、250万円超300万円以下層から500万円超800万円以下層までで、それらの階層に総給与額120兆円の67.9%，81兆円が集中している。

税額の階層別分布をみると、給与所得者数や給与額よりもさらに中・高所得者層において比重が高くなっていることが分かる。500万円以下層までは、給与額の構成比の方が税額の構成比よりも高いが、それを超える各層で逆に後者の構成比の方が高くなっている。これは累進所得課税のもとでは当然のことである。400万円以下層から1,500万円以下層までの各層で構成比が10%を超え、他の各階層より高くなっている。この5階層の税額の合計額は全体の税額6兆8,376億円の73.6%に相当する5兆325億円である。最も多額にのぼる層は500万円超800万円以下層で、全体の25.9%を占めている。

次に、実効税率は、100万円以下層の0.7%から2,000万円超層の32.9%までとなっているが、100万円以下層で実効税率が低いのは、この層には多数の非納税者が含まれているためである。この層の給与所得者253万5,765人のうち、81.5%に相当する206万6,203人が非納税者であった。納税者は残りの46万9,561人であった。

給与額の増加率と実効税率の増加率とを比較してみると、まず、給与所得100万円以下層から150万円以下層への実効税率の増加率が203.1%と著しく

高いのは、150万円以下層で納税者比率が急増し、給与所得者の83.8%に達するためである。ちなみに、納税者割合は200万円以下層で90%を超える、500万円以下層ではほぼ100%となる。次に、250万円以下層から500万円以下層までの各段階の実効税率の増加率が給与額の増加率より下回っている。なかでも250万円以下層から300万円以下層への増加率と300万円以下層から400万円以下層への増加率については、前者が後者を大きく下回っている。給与所得額の増加率がそれぞれ22.2%と26.2%であるのに対して、実効税率の増加率は3.7%と6.0%である。

これらの階層で実効税率の増加率が相対的に低くなっているのは、税率の問題に起因するのではなく、これらの階層で控除対象配偶者と扶養家族数が著しく増大すること、したがって、配偶者控除、扶養控除の適用数が著増するため

第13表 納税所得者による扶養親族数

(年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者)

区分 給与階層別	給与所得者 者 数	控除対象配偶者及び扶養親族数									計 ①+②	
		控除対象 配偶者数 ①	うち老人 控除対象 配偶者数		うち 同居特別 障害者数		扶養親族数 ②	うち老人扶養親族数		うち 同居特別 障害者数		
			同居老 親等	その他の 扶養親族数	同居老 親等	その他の 扶養親族数		同居老 親等	その他の 扶養親族数			
100万円以下	人 2,017,563	人 65,503	人 6,807	人 633	人 105,391	人 7,612	人 1,283	人 229	人 170,894			
150 "	人 3,111,894	人 198,358	人 7,168	人 320	人 404,999	人 50,059	人 6,960	人 1,796	人 603,357			
200 "	人 3,993,126	人 428,605	人 7,699	人 5,648	人 883,331	人 98,131	人 15,362	人 7,859	人 1,311,935			
250 "	人 4,424,735	人 767,414	人 6,581	人 2,771	人 1,755,167	人 180,656	人 25,070	人 18,249	人 2,522,582			
300 "	人 4,050,116	人 1,134,820	人 5,894	人 2,545	人 2,647,379	人 225,490	人 36,940	人 18,242	人 3,782,199			
400 "	人 6,311,480	人 2,844,331	人 7,832	人 5,850	人 6,647,289	人 449,181	人 99,015	人 46,035	人 9,491,618			
500 "	人 4,264,633	人 2,646,444	人 1,920	人 4,354	人 6,307,094	人 386,450	人 86,631	人 40,618	人 8,953,538			
800 "	人 4,397,371	人 3,136,781	人 6,986	人 2,891	人 7,313,019	人 465,528	人 152,970	人 44,451	人 10,449,800			
1,000 "	人 723,329	人 544,655	人 893	人 1,120	人 1,246,458	人 72,769	人 43,357	人 7,696	人 1,791,113			
1,500 "	人 409,928	人 303,051	人 1,422	人 11	人 707,749	人 40,509	人 36,154	人 1,940	人 1,010,800			
合 計	人 33,704,176	人 12,069,960	人 53,202	人 26,145	人 28,017,877	人 1,976,386	人 503,741	人 187,115	人 40,087,836			

(資料) 国税庁『税務統計から見た民間給与の実態』

である。給与所得者数に占める控除対象配偶者数の割合は、100万円以下層で3.2%，150万円以下層で6.4%，200万円以下層10.7%，250万円以下層17.3%，300万円以下層28.0%，400万円以下層45.1%，500万円以下層62.1%，800万円以下層71.3%となっており、250万円以下層から500万円以下層にかけて急増していることがわかる。給与所得者1人あたりの扶養人員は、100万円以下層で0.08人、150万円以下層0.19人、200万円以下層0.33人、250万円以下層0.57人、300万円以下層0.93人、400万円以下層1.50人、500万円以下層2.10人、800万円以下層2.38人となっており、250万円以下層から500万円以下層にかけて急増している。現行扶養控除額は1人あたり33万円であるが、基礎控除をも含めて必要生活費非課税という意味をもつ人的控除が、生活扶助基準の1人あたり額47万2,188円（1985年度1級地標準4人世帯の生活扶助基準による）を大きく下回っているのは問題が多いと言える。扶養控除額が引上げられれば、実効税率は200万円以下層から500万円以下層までに限らず、それを超える層でも低下することになる。

実効税率の増加率は、所得800万円以下層から2,000万円以下層まで、所得の増加率を上回っているが、両者の差が最も開くのが1,000万円以下層である。1,000万円を超えると、その差がしだいに縮まり、2,000万円超になると再び実効税率の増加率の方が下回ることになる。税率そのものの累進度が、所得1,000万円を超えるあたりからしだいに緩和されてくるとともに、給与所得控除が所得1,000万円を超えると定率で無制限に適用されていることなどがこの原因である。給与所得控除は、勤務に伴う費用の控除という性格をもつと同時に、給与所得とその他の所得との負担の調整を加味した措置であるとされており⁽¹⁸⁾、所得165万円までの金額に40%，370万円までの金額に30%，600万円までの金額に20%，1,000万円までの金額に10%，1,000万円を超える額に5%の控除率が適用され、遞減的に増加する仕組みになっている（最低控除額57万円）。ところが、1,000万円を超えると控除率はもはや递減せず、上限が設けられてはいない。給与所得控除の最高限度額を設ける制度は、1949年から1974年の改正まで存続したが、その後はいわゆる「青天井」になり、高所得者優遇措置となっている⁽¹⁹⁾。

給与所得からの源泉徴収に際して考慮される他の主な控除として、社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、住宅取得控除などがある。社会保険料控除を受けている給与所得者の最も多い階層は400万円以下層で、1人あたり平均控除額は26.4万円である。社会保険料控除は保険料の全額が控除される制度なので、この階層では1人あたり同額の保険料を負担していることになる。1人あたり負担率は、給与所得100万円超500万円以下の各階層では7.3%から7.6%であるが、800万円以下層では6.9%，1,000万円以下層では5.6%，1,500万円以下層では4.4%と遞減している。税負担の累進性に対して、社会保険料負担は全体として逆進的な負担構造になっていると言える。近年における社会保険料負担の著増は、社会保障税を含む税の累進性を著しく弱める結果を伴っている。

生命保険料控除を受けているのは、年末調整を行った一年を通じて勤務した給与所得者3,370万4,176人のうちの73.7%に相当する2,485万3,136人であったが、階層によりその割合は大きく異なっている。100万円以下層では13.3%，150万円以下層では49.8%，200万円以下層60.2%，250万円以下層68.9%，300万円以下層77.0%，400万円以下層84.9%，そして500万円以下層より上の層では90%を超えている。低所得層の場合人的控除などで課税所得がゼロになることがあるので、実際の割合はもう少し上がる。1人あたり控除額は、平均で4.7万円、100万円以下層の4.3万円から1,500万円以下層の4.9万円まで大きな差はない。生命保険料のうち控除できる額は、支払保険料2万5千円までは全額、2万5千円を超える5万円まではその2分の1、5万円を超える10万円までは4分の1で、最高限度額5万円である。1人あたり控除額がこの最高限度額に近いということは、多くの控除対象者が最高限度額の控除を受けているということ、したがって、多くの控除対象者が10万円以上の生命保険料を支払っていることを意味する。近年、生命保険の契約者ならびに保険料支払額は著しく増大してきている。

損害保険料控除を受ける給与所得者は、全体の27.5%，925万9,333人であるが、生命保険料控除と同様、高所得層になるほど控除対象者の割合が高い。100

第14表 給与階層別

	社会保険料控除(負担)					生命保険料控除					
	人	員	金額	平均	負担率	人	員	金額	平均		
100万円以下	人	525,603	百万円	37,938	千円	72	%	9.4	268,449	11,727	4.4
150 "	人	2,392,467	234,948	98	千円	7.6	%	1,549,889	69,778	4.5	
200 "	人	3,542,913	464,776	131	千円	7.3	%	2,402,070	108,027	4.5	
250 "	人	4,118,079	687,290	167	千円	7.3	%	3,048,970	137,548	4.5	
300 "	人	3,831,215	788,539	206	千円	7.4	%	3,119,508	143,570	4.6	
400 "	人	6,083,328	1,603,732	264	千円	7.5	%	5,357,476	252,561	4.7	
500 "	人	4,154,036	1,394,540	336	千円	7.4	%	3,914,961	187,446	4.8	
800 "	人	4,302,015	1,829,504	425	千円	6.9	%	4,147,516	200,815	4.8	
1,000 "	人	706,587	354,633	502	千円	5.6	%	673,651	32,837	4.9	
1,500 "	人	398,381	206,099	517	千円	4.4	%	370,647	18,265	4.9	
計	人	30,054,624	7,602,000	253	千円	7.4	%	24,853,136	1,162,572	4.7	

(資料) 国税庁『税務統計から見た民間給与の実態』

万円以下層 1.2 %, 150 万円以下層 5.3 %, 200 万円以下層 9.0 %, 250 万円以下層 13.0 %, 300 万円以下層 19.1 % に対して、400 万円以下層では 30.7 %, 500 万円以下層では 47.1 % と急増し、800 万円以下層からは 60 % を超えている。控除限度額は長期契約が 1 万 5 千円、短期契約が 3 千円である。高所得層になるほど 1 人あたりの控除額が漸減しているのは、高所得層になるほど短期契約の割合が増大するからである。

住宅取得控除を受けている給与所得者は全体の僅か 1.3 % であるが、近年この控除の対象範囲は拡大され、控除可能額も増大してきている。

給与階層別税負担の構造は、税率だけではなく、諸控除によっても決定される。近年における税負担感の高まりは、所得格差の拡大しつつある現状を考慮するならば、税率よりもむしろ諸控除の拡大によって解決されるべきであると

の 諸 控 除 (1984 年)

損 傷 保 険 料 控 除			住 宅 取 得 控 除		
人	員	金 領 平 均	人	員	金 領 平 均
人	百 万 円	千 円	人	百 万 円	千 円
24,004	193	8.0	—	—	—
166,163	1,381	8.3	2,431	39	16.0
359,527	2,858	7.9	4,980	125	25.1
574,959	4,440	7.7	15,147	313	20.7
774,490	5,686	7.3	31,980	652	20.4
1,940,221	12,989	6.7	85,892	2,072	24.1
2,010,470	12,144	6.0	115,719	3,210	27.7
2,655,215	15,102	5.7	144,662	4,649	32.1
476,079	2,659	5.6	20,568	784	38.1
278,205	1,638	5.9	1,435	75	52.3
9,259,333	59,090	6.4	422,814	11,919	28.2

考える。物価上昇や消費のサービス化の進展に対応して人的控除を引上げることはもちろんのこと、生命保険料控除などについても、生命保険契約を結べない低所得者との公平を図るためにには、その拡大は人的控除の拡大との係りで行われるべきであろう。

(2) 申告所得税における階層別税負担

1984年における申告納税者712万9,463人を主たる所得によって区分すると、事業所得者が314万5,661人、給与所得者304万5,519人、不動産所得者が63万3,022人、分離長期譲渡所得者が23万1,885人であった。その他に、雑所得、分離短期譲渡所得、配当所得、一時所得、総合譲渡所得、利子所得を主たる所得としている所得者もいるが入数は少ない。配当所得、利子所得、雑所得はほとんどが従たる所得である。主たる所得としている所得者が、それぞれ、1万2,653人、2,834人、2万4,931人に対して、従たる所得としている所得者はそれぞれ

第15表 所得種類別人員、所得金額

区分	人員		所得金額	
	主たるもの	従たるもの	外	内
事業所得	営業所得	2,203,103	31,580	209,714
	農業所得	325,193	17,280	750,307
	その他事業所得	617,365	4,841	125,366
	計	3,145,661	53,701	1,085,387
利子所得		2,834	—	118,141
配当所得		12,653	—	461,056
不動産所得		633,022	37,342	1,325,025
給与所得		3,045,519	—	633,272
総合譲渡所得		4,602	68,317	15,269
一時所得		10,975	—	54,727
雑所得		24,931	—	347,728
(損益通算による差額)		—	—	—
合計		6,880,197	159,360	4,040,605
山林所得		5,145	73	7,549
退職所得		338	—	615
分離短期譲渡所得		11,898	2,854	29,604
分離長期譲渡所得		231,885	292	57,892
総計		7,129,463	162,579	4,136,265
				101,629
				28,813,887

- (注) 1 この表は、標本調査に基づく推計値である。
- 2 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。
- なお、所得金額は、主たるもの及び従たるものを見分することなく、各種類ごとの所得金額の合計額を掲げた。
- 3 外書は、損失額のある者の人員及びその損失額を掲げた。
- 4 所得金額は、特後所得(特典控除後のこと)で、青色事業専従者控除等の青色申告の特典の金額又は事業専従者控除額を控除した後の金額をいう。)で示されている。

(資料) 国税庁『国税庁統計年報書』1984年度版 P.38

46万1,056人、11万8,141人、34万7,728人であった。これらの所得は、事業所得者、給与所得者、不動産所得者などの従たる所得である。事業所得は営業所得、農業所得、その他事業所得に区分されるが、農業所得については、主たる所得としている人員32万5,193人に対して、従たる所得としている人員が75万307人あり、第2種兼業農家の多さをあらわしている。その他事業所得には、医療保健業、弁護士、建築士、文筆家などの所得が含まれる。

上記とは別の標本調査報告によると、申告納税者総数712万9千人のうち、営業所得者は31.7%の225万7千人、農業所得者は4.7%の33万4千人、その他事業所得者は、8.8%の62万9千人、その他所得者は54.8%の390万9千人であった。所得金額の構成は、総所得金額28兆7,123億円のうち、営業所得者17.9%，農業所得2.4%，その他事業所得者10.7%，その他所得者54.8%である。さらに税額の構成をみると、総税額4兆6,358億円のうち、営業所得者が8.5%，農業所得者が0.7%，その他事業者18.0%，その他所得者72.8%となっている。その他事業者とその他所得者は、概して営業所得者や農業所得者に比べて1人あたりの所得が高く、したがって税額の構成比も高くなっている。税額の構成比は両者をあわせると総申告税額の90.8%を占めることになる。

所得階層別にみると、所得300万円以下の所得者が、営業所得者と農業所得者ではそれぞれ80.6%と83.5%を占めているが、その他事業者では74.0%，その他所得者では50.3%である。他方、所得金額1,000万円超の所得者は、営業所得者と農業所得者ではそれぞれ0.7%，0%にすぎないのに対して、その他事業所得者では11.9%，その他所得者では10.0%を占めている。全体として、1,000万円超の申告納税者は6.8%であるが、この6.8%の所得者が、所得総額の36.4%を受けとり、総税額の64.9%を支払っている。税収上、1,000万円超の所得者が極めて重要な位置を占めていることがわかる。

源泉給与所得者の階層別構成と比べると、所得200万円以下層が源泉給与所得者では総人数の28.4%を占めるのに対して、申告納税者では42.4%に達する。非納税者を含めると後者の割合はさらに高くなる。200万円超300万円以下の所得者数はそれぞれ24.7%，21.1%と大きな差はないが、300万円超500万円以下では、前者が30.5%に対して後者が17.8%と前者の割合が著しく高い。

500万円超1,000万円以下では、それぞれ13.2%, 11.9%と大きな差はみられないが、1,000万円超になると、前者が1.4%に対して後者が6.8%を占めている。このように申告納税者は、一方で営業所得者や農業所得者を中心とした低所得層と、他方で、給与所得者のうちの高所得者や他の高所得層と含んでいるがゆえに、源泉給与所得者の階層別構成と比べて、低所得層と高所得層において

第16表 所得階層別所得者種類別所得者数・所得額・税額

(1) 所 得 者 数

所得階層	事 業 所 得 者				その他 所得者	合 計	前年比
	営 業	農 業	その他の 事 業	計			
100万 円 以 下	千人 346	千人 53	千人 119	千人 517	千人 303	千人 820	% 90.7
100万円超200万円以下	883	136	248	1,267	937	2,204	98.0
200 " 300 "	591	90	101	783	724	1,507	108.2
300 " 500 "	326	47	45	418	851	1,269	109.2
500 " 1,000 "	96	8	40	144	701	845	102.3
1,000万 円 超	16	0	75	91	392	483	103.9
合 計	2,257	334	629	3,220	3,909	7,129	101.9

(2) 所 得 額

所得階層	事 業 所 得 者				その他 所得者	合 計	前年比
	営 業	農 業	その他の 事 業	計			
100万 円 以 下	億円 2,520	億円 414	億円 876	億円 3,810	億円 2,299	億円 6,110	% 92.0
100万円超200万円以下	13,405	2,023	3,700	19,129	13,997	33,125	98.1
200 " 300 "	14,386	2,197	2,424	19,007	17,886	36,893	108.2
300 " 500 "	12,146	1,721	1,707	15,574	33,014	48,588	109.1
500 " 1,000 "	6,186	500	2,907	9,593	48,399	57,992	100.8
1,000万 円 超	2,730	63	19,043	21,836	82,579	104,415	105.7
合 計	51,373	6,919	30,656	88,949	198,174	287,123	104.3

(3) 税額

所得者 所得階層	事業所得者				その他 所得者	合計	前年比
	営業	農業	その他 事業	計			
100万円以下	億円 64	億円 9	億円 31	億円 104	億円 86	億円 191	% 83.8
100万円超200万円以下	463	68	139	669	658	1,327	89.5
200 " 300 "	710	88	117	915	1,124	2,039	100.5
300 " 500 "	978	105	155	1,237	2,927	4,164	101.3
500 " 1,000 "	885	56	447	1,388	7,162	8,550	99.7
1,000万円超	851	14	7,434	8,300	21,787	30,087	102.5
合計	3,951	341	8,323	12,614	33,744	46,358	101.3

(資料) 国税庁『税務統計からみた申告所得税の実態』

て構成比が高く、中所得層において低くなっているのである。非納税者をも含めると低所得層の割合はさらに上昇する。

所得金額および税額の構成比で特徴的なことは、1,000万円超の所得者の割合が申告納税者の場合著しく高くなっていることである。所得金額の構成比は、1,000万超の源泉給与所得者の場合6.6%であるのに対して、申告納税者の場合36.4%，税額の構成比は前者が21.8%を占めているのに対して、後者は64.9%を占めている。

第17表によって、階層別に実効税率を検討しよう。所得50万円以下層の1.8%から5,000万円超層の36.2%まで漸増している。この表は納税者のみを対象としているので、源泉給与所得者の実効税率との対比には注意を要するが、大雑把な比較は可能である。150万以下層の源泉給与所得者の実効税率が2.0%であるのに対して、同階層の申告所得者のそれは3.7%，400万円以下層の実効税率は前者が3.9%であるのに対して後者が7.6%，500万円以下層では、前者4.5%に対して後者はその倍以上の9.8%に達する。1,000万円以下層では前者10.4%に対して後者16.9%，そして2,000万円超層では前者32.9%，後者33.0%とはほぼ同率になる。このように、2,000万円超の階層を除いて、申告所得者の方が源泉給与所得者よりも負担率が高く、とりわけ500万円以下層のあたりでは倍以

第17表 申告納税者の所得階層別納税者数、所得金額、税額等

区分	納税者数		所得金額			税額			実効税率
	人	員構成比	総額	構成比	平均	総額	構成比	平均	
50万円以下	人 %	百万円 %	千円	百万円 %	千円	%			
70 "	92,175	1.3	40,318	0.1	437	719	0.0	8	1.8
100 "	223,746	3.1	136,530	0.5	610	3,805	0.1	17	2.8
150 "	504,550	7.1	434,106	1.5	860	14,532	0.3	29	3.3
200 "	1,082,111	15.2	1,363,195	4.7	1,260	50,029	1.1	46	3.7
300 "	1,121,883	15.7	1,949,346	6.8	1,738	82,670	1.8	74	4.2
400 "	1,506,982	21.1	3,689,285	12.8	2,448	203,917	4.4	135	5.5
500 "	798,529	11.2	2,759,033	9.6	3,455	209,754	4.5	263	7.6
700 "	470,773	6.6	2,099,761	7.3	4,460	206,671	4.5	439	9.8
1,000 "	505,106	7.1	2,976,517	10.4	5,893	378,400	8.2	749	12.7
1,000 "	340,112	4.8	2,822,662	9.8	8,299	476,574	10.3	1,401	16.9
2,000 "	329,006	4.6	4,483,479	15.6	13,627	1,045,109	22.5	3,177	23.3
3,000 "	79,386	1.1	1,921,220	6.7	24,201	565,421	12.2	7,122	29.4
5,000 "	50,164	0.7	1,889,288	6.6	37,662	620,929	13.4	12,378	32.9
5,000万円超	24,940	0.3	2,147,517	7.5	86,107	777,240	16.8	31,164	36.2
計	7,129,463	100.0	28,712,257	100.0	4,027	4,635,769	100.0	650	16.1

(資料) 国税庁『税務統計から見た申告所得税の実態』

上に達するのである。この原因は、一つには、給与所得控除が事業所得や農業所得には適用されていないことがある。給与所得控除の原型は勤労所得控除であり、財産所得に比べて勤労所得を軽課することにその本来の目的があるのであるから、一定の勤労所得控除を営業所得や農業所得にも認めるべきであろう。所得の捕捉率について言えば、国税庁の発表によると、それは自営業者と農業所得者ともに約80%である⁽²⁰⁾。給与所得控除は捕捉率の差を一つの根拠としているが、実効税率の差はこの捕捉率の差を補って十分に余りあるほどの大きさである。しかも、付加給付(フリンジ・ベネフィット)を考慮すれば、給与所得と言えども捕捉率は100%ではない。なお、所得200万超500万円以下の各層では、不動産所得も相対的に多額にのぼる。200万円超300万円以下層

では、営業所得1兆3,781億円、給与所得1兆3,159億円、農業所得2,864億円に對して、不動産所得は3,707億円であった。

次に、所得1,000万円を超える高所得層において実効税率が源泉給与所得のそれに接近するかまたはほぼ等しくなっている原因は、第1に、この階層で分離長期譲渡所得（従たる所得をも含む）の占める割合が、著しく高まっていることである。分離長期譲渡所得金額の所得合計額に占める割合は、2,000万円以下層で15.3%、3,000万円以下層で29.0%、5,000万円以下層で40.3%、5,000万円超層で56.4%に達する。5,000万円超の高所得層では半分以上が分離長期譲渡所得である。分離長期譲渡所得税は、保育期間10年以上の土地・建物等の譲渡所得に適用されるが、譲渡益4,000万円までは20%の税率、4,000万円を超える部分の2分の1が総合課税の対象となる。100%総合課税に比べて著しく優遇されている。このことが高額所得層の実効税率を低めている第1の要因である。5,000万超層を比較すれば、源泉給与所得者と申告納税者の実効税率の差は極めて大きくなるであろう。

第2に、1,000万円を超える所得層になると、従たる所得であるとは言え、配当所得を有する納税者の割合が急増する。2,000万円以下層では申告所得者の28.4%、3,000万円以下層では31.0%、5,000万円以下層では28.0%、5,000万円超層では28.6%の納税者が配当所得を得ている。配当所得に対しては税額控除が適用されるが、その控除率は課税総所得が1,000万円に達するまでの配当所得には10%、1,000万円を超える部分の金額について5%である。配当所得を有する申告納税者1人あたりの配当額は、1,000万円超2,000万円以下層137万円、3,000万円以下層275万円、5,000万円以下層464万円、5,000万円超層1,242万円であるが、この5%が税額控除される。この制度は、法人擬制説に基づいて、法人税との二重課税を調整するために設けられているが、法人の支払配当に対しては、軽課税率が適用されており、法人に対する軽課税率と個人における税額控除との組み合せが税制度を複雑にしている。現代の支配的な法人企業では、配当の利子化傾向が顕著となっており、法人擬制説は実態と大きく掛離れたものとなっている。

このように、申告納税者の階層別税負担構造をみると、給与階層別税負担の構造と比べて、一方で、低・中所得層では、農業所得者や営業所得者に給与所得控除が適用されないことなどから実効税率が高くなっている、他方で、高所得層では、譲渡所得や配当所得の税軽減措置のために、相対的に低い実効税率となっているのである。他の分離課税などを考慮すると、高所得層ではさらに実効税率が下がるであろう。

おわりに

本稿で明らかになったことは、第1に、給与所得者間でも、また、財産所得などの他の所得を合わせて検討しても、所得階層間の格差が、1975年以降の低成長下において著しく拡大していることである。このことは、所得税における所得再分配機能が、現在でも極めて重要な役割を果すこと、比例税化の方向は、所得税のこの役割を喪失させるものであることを意味している。最高税率を引下げる場合にはその代替として富裕税の創設が必要となる。第2に、現在の勤労者の重税感・不公平感は、実収入の伸びの鈍化の中で、諸控除のインデクセーションが行われていないことによる実質税負担の増大、社会保険料負担の増大、したがって可処分所得の実収入を上回る伸び悩み、そして契約的・義務的貯蓄の増大や消費のサービス化に対応した税制の再編の措置、とりわけ、人的控除を中心とした諸控除の拡大措置がとられていないことなどに起因する。税の負担感、不公平感を緩和するには、税率の変更よりもむしろ、これらの変化に対応した諸控除の拡大が必要となる。第3に、高所得層においては、長期譲渡所得の分離課税や配当控除、他の分離課税・非課税、さらに給与所得控除のいわゆる「青天井」によって、実効税率が著しく低くなっている。とりわけ、証券や土地・建物のキャピタル・ゲインを100%捕捉することは、課税における公平の実現のために必要不可欠である。第4に、低・中所得層では、源泉給与所得者に比べて、申告所得者の実効税率が、すなわち、営業所得者や農業所得者の実効税率が高くなっている。所得捕捉率の差を考慮してもなおかつこのことはある程度妥当する。

本稿では、所得と消費における階層間格差の拡大と、所得階層別の税負担の分析に重点を置いたがために、人的控除や給与所得控除、課税単位などの理論問題については、突込んだ議論が行われてはいない。この点については他稿を期したいと思う。

(注)

- (1) 村山調査会「税制改革に向けて——現行税制の現状と問題点の分析を中心として——(中間報告)」『税経通信』1985年12月号第2別冊付録 P.20
- (2) 総合研究開発機構『長期的な税制のあり方に関する研究(第1段階報告)』1985年9月, P.26
- (3) 税制調査会『今後の税制のあり方についての答申』1983年11月, P.8
- (4) 本稿では所得税に考察の対象を限定したが、付加価値税についてはすでに前稿において論じているので、それを参照されたい。拙稿「付加価値税についての一考察——アメリカ『財務省報告』と日本のサービス業・流通——」『高知論叢』第25号, 1986年3月
- (5) 石崎唯雄によると、『家計調査』における財産所得の申告率は4.0%であり、また、社会保障給付の申告率は5.8%である。石崎唯雄『日本の所得と富の分配』1983, P.58
- (6) 「石油危機後日本経済は低成長に転じ、労働力需給は緩和基調になった。したがって、規模別の生産性格差や賃金格差は再び拡大気味になっている。しかし、労働力需給は緩和したとはいえ1960年代前半並みの水準であり、高度成長前のような状態にはもどっていない……。しかし、低成長経済が統ければ、再び個人別の賃金格差が拡大する可能性は否定し難いし、社会的分業のあり方も、ようやく確立されかけた専門的能力活用型から低賃金利用型へ逆もどりしない保証はない。」中村隆英・西川俊作・香西泰編『現代日本の経済システム』1985, P.115
- (7) 経済企画庁『昭和60年度国民経済白書』P.449
- (8) 同上 P.275
- (9) 前掲「税制改革に向けて」P.37
- (10) 石崎唯雄 前掲書 P.72
- (11) 同 上 P.73
- (12) シャウプ税制勧告において、所得税の最高税率を引下げると共に、その代替として、富裕税の創設が提唱されている。“Report on Japanase Taxaton by the Shoup Mission”, 1949
- (13) 大来佐武郎「日米生産性格差はなぜ拡大したか」『週刊東洋経済』1981年4月18日

- 号, P.46
- (14) 厚生統計協会『保険と年金の動向』1985年, P.173
- (15) 前掲『昭和60年度版国民生活白書』PP.132—3
- (16) アメリカ財務省の『公平・簡素および経済成長のための税制改革』では、多数の課税除外、調整、所得控除、税額控除による課税ベースの侵蝕を改め、より公平でより簡素な税制にするために、所得控除および税額控除費目の削減と同時に、個人基本控除とゼロ税率適用最高限度額の引上げ及びこれらの物価スライド制の存続を提唱している。Department of the Treasury, "Tax Reform for Fairness, Symplicity, and Economic Growth", 1984
- (17) 国税庁『国税庁統計年報書』1984年度版
- (18) 前掲『今後の税制のあり方についての答申』P.13
- (19) 給与所得控除について詳細に検討した論文として谷山治雄氏の「勤労所得控除への提言」(税制経営研究所『税制研究』No.11,12, 1984年9月)がある。
- (20) 『読売新聞』1985年11月13日